

「教育資金贈与専用定期預金」ご注意事項

●お手続きが必要なお客さまについて:

- 贈与者さま(祖父母、父母等)
- 受贈者さま(29歳未満、未成年の場合はその法定代理人の方。尚、受贈者さまが未成年でかつ、法定代理人としての親権者さまが父母でかつ婚姻中である場合は、親権者さまお二人の同意が必要です。)

●未成年者の新生総合口座パワーフレックス開設等について:

- 法定代理人(ご両親等)の方は、少なくともどちらかが新生総合口座パワーフレックスを保有している必要があります。
- 法定代理人(ご両親等)のうち口座をお持ちでない方も認印が必要です。
- 13歳以上でかつ未成年者ご本人がお取引を希望される場合は同意書のご提出、13歳未満の場合もしくは13歳以上で法定代理人による取引を希望される場合は法定代理人届のご提出が必要です。法定代理人によるお取引になる場合、代理でお取引いただける親権者は指定された1名のみとなります。
- 未成年者が成人になると法定代理人届は失効し、名義人ご本人とお取引となります。そのため払い戻し時には名義人ご本人のご来店が必要となります。

●贈与契約書について:

- 「教育資金贈与専用定期預金」のお申し込みにあたっては、あらかじめ書面にて贈与者(祖父母さま等)と受贈者(お孫さま等)との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます。
- 贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。

●「教育資金贈与専用定期預金」への資金のお預入について:

- 贈与契約日から2ヵ月以内に本定期預金にお預け入れいただく必要があります。(平成31年3月31日まで)

●「教育資金贈与専用定期預金」の払い戻しについて:

- 払い戻しのご請求にあたっては、お客さまが実際に教育資金のお支払いを行われた後、そのお支払いに充当したことを証する領収書等の原本のご提出が必要です。
- 領収書等に記載のお支払い年月日から1年以内に払い戻しのご請求をいただく必要があります。
- 領収書等のご提出がない払い戻しのご請求には原則応じられません。
- 領収書等には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)および住所(所在地)、摘要(注)が記載されている必要があります。
- ((注)資金用途(例「〇〇代として」)の記載が必要です。また、塾や習いごと等の領収書等については、資金用途に加えて、その内訳(例:「〇月分(〇回または〇時間)」)についても記載されている必要があります。)
- 請求書での払い戻しはできません。

●「教育資金贈与専用定期預金」特約の終了について:

- 本特約は以下の日をもって終了します。
 - 受贈者さまの年齢が30歳に到達した日
 - 受贈者さまが死亡した日
 - すべての当預金の残高が0円となった場合において、受贈者さまと当行の間で本特約を終了される合意があった場合は当該合意に基づき終了する日
- 教育資金管理契約が終了した場合には、終了時点における当預金の残高は、教育資金の支払をした領収書等が当行所定の期間内に提出された分を除き、贈与税の課税価格に参入されます。この場合、終了時点において未提出の領収書等は、終了日の属する月の翌月末までに当行にご提出ください。

- 店頭商品説明書をご用意しております。

お孫さまへの教育資金を新生総合口座パワーフレックスでお預かりいたします。

店頭
限定

円預金

教育資金贈与専用定期預金



平成25年度税制改正「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」とは?

直系尊属(祖父母さま等)が、平成31年3月31日までに、30歳未満のお孫さまやお子さま等に、教育資金に充てるための金銭等を一括贈与し、お孫さまやお子さま等が当該資金を専用預金に預け入れた後、教育資金目的で払い出しを行った場合に、一定条件のもとで贈与税が非課税となる制度です。

1,500万円まで
贈与税が
非課税



学習塾や
習いごと等でも
最大500万円まで対象



期間限定
平成31年3月31日まで
の贈与が対象



ご契約はお孫さま等
おひとりあたり
1 金融機関、
1 営業所のみ



「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に関し、教育資金の範囲や学校等の範囲についてご不明な点がある場合は、文部科学省または税理士にご相談ください。

※文部科学省ホームページ「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」 URL http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

ここがポイント!

店頭限定「教育資金贈与専用定期預金」

- 1年ものの定期預金(元金継続)でお預かりします。
- 安心の元本保証・預金保険対象。お申し込みは100万円から。
- 1つの口座で、お孫さま等の将来のためのご資金を一元管理。
- 払い戻しは全国の新潟銀行の店頭で。もちろん、手数料無料。
- 特約終了後も、お口座はそのままお使いいただけます。

※2016年1月からの個人番号(マイナンバー)制度の開始に伴い、教育資金贈与専用定期預金にお預け入れ等の際に個人番号(マイナンバー)のお届出が必要です。

お問い合わせはお気軽に

新生パワーコール 【通話料無料/24時間365日受付】

インターネット

0120-456-860

新生銀行

検索

www.shinseibank.com

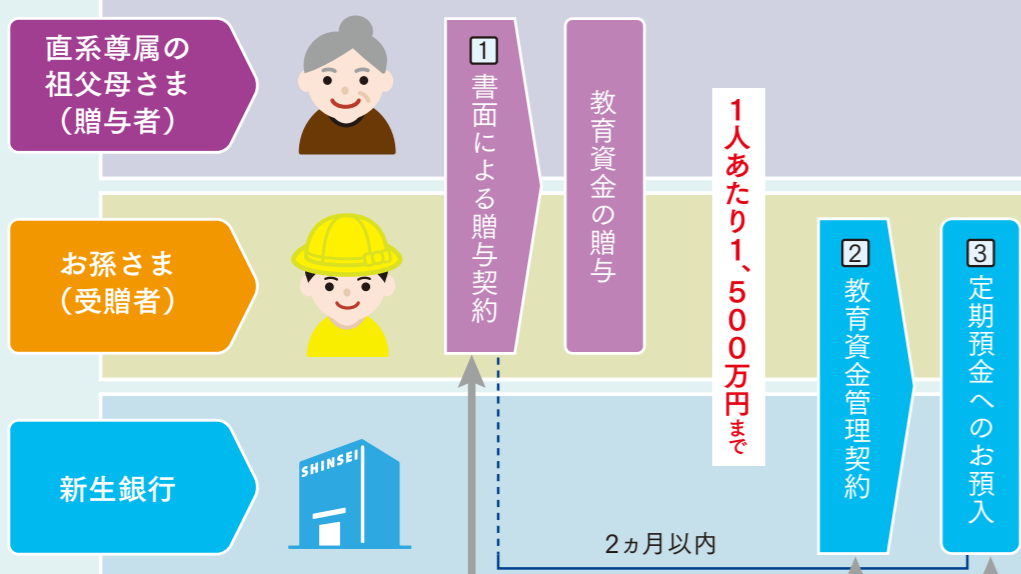
Color your life

新生銀行

お孫さまの夢のサポートを。生涯にわたって使える口座でいつまでも想いをそばに。

教育資金贈与専用定期預金の仕組み (イメージ図)

お申し込み・お預け入れ



- 1 祖父母さまとお孫さまの間で、あらかじめ書面による贈与契約を締結いただきます。(新生銀行へ贈与契約書の原本をご提示いただきます。)
- 2 お孫さまと新生銀行の間で、「教育資金管理契約」を締結します。
- 3 お孫さまの新生総合口座パワーフレックスを開設の上、①の贈与契約締結から2ヵ月以内(かつ平成31年3月31日まで)に「教育資金贈与専用定期預金」へ資金をお預け入れいただきます。

【ご用意いただく書類等】

- ・贈与契約書の原本(贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。)
- ・贈与者が受贈者の直系尊属であることを証する書類(戸籍謄本等)
- ・ご印鑑(受贈者さまの新生総合口座パワーフレックスお届出印、法定代理人(ご両親等)の口座お届出印および認印(同一の印鑑は不可))
- ・本人確認書類(受贈者さまが未成年者の場合は口座名義人・法定代理人(ご両親等)の続柄が具体的にわかる書類が必要です)

【ご注意】 未成年者の口座開設について:

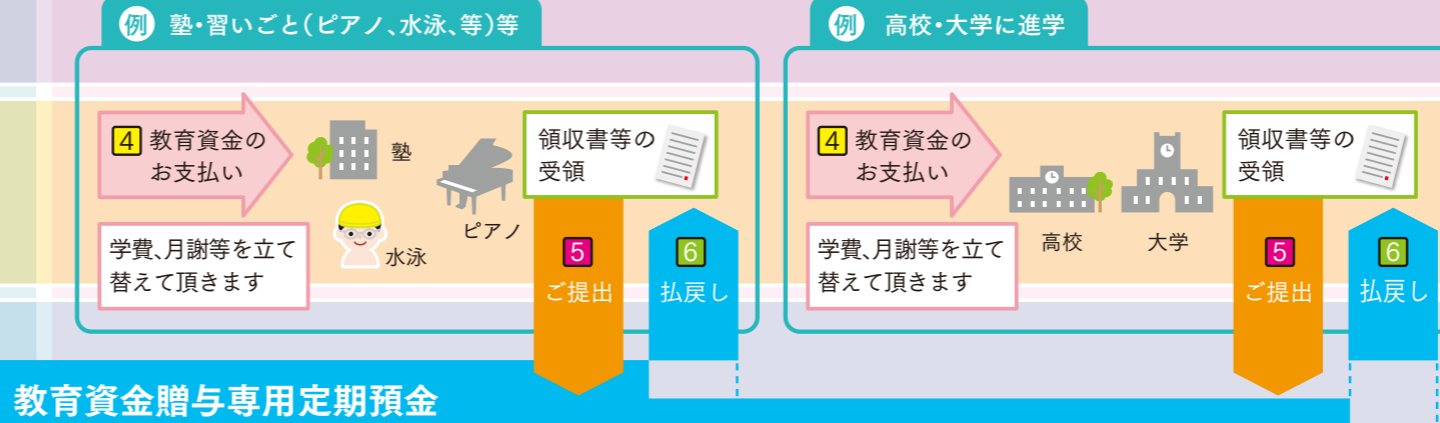
- ・法定代理人(ご両親等)の方は、少なくともどちらかが新生総合口座パワーフレックスを保有している必要があります。
- ・法定代理人(ご両親等)のうち口座をお持ちでない方も認印が必要です。
- ・13歳以上かつ未成年者ご本人がお取引を希望される場合は同意書のご提出、13歳未満の場合もしくは13歳以上で法定代理人による取引を希望される場合は法定代理人届のご提出が必要です。法定代理人によるお取引になる場合、代理でお取引いただける親権者は指定された1名のみとなります。
- ・未成年者が成人になると法定代理人届は失効し、名義人ご本人とのお取引となります。そのため払い戻し時には名義人ご本人のご来店が必要となります。

ここがポイント! その1

円定期預金としてお預かりします。

- ・「教育資金贈与専用定期預金」は、お孫さまの30歳のお誕生日を最終満期日として、1年ものの定期預金(元金継続)でお預かりします。

払い戻し



教育資金贈与専用定期預金

- | | | | | | |
|-------------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|
| ④ お孫さまに教育資金をお支払いいただきます。 | ⑤ 新生銀行へ領収書等をご提出いただきます。 | ⑥ 定期預金を取り崩して払い戻されます。 | ④ お孫さまに教育資金をお支払いいただきます。 | ⑤ 新生銀行へ領収書等をご提出いただきます。 | ⑥ 定期預金を取り崩して払い戻されます。 |
|-------------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|

【ご用意いただく書類等】

- ・教育資金の支払に充てたことを証する領収書等(支払日から1年以内)*の原本
- ・ご印鑑(受贈者さまのお届出印、受贈者さまが未成年で法定代理人届をご提出いただいている場合は代理人のお届出印)
- *「領収書等」の支払年月日は、教育資金贈与専用定期預金に最初に預入した日以降の日付のものとなります。最初に預入した日より前の日付や特約終了日以降の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。

【領収書以外で認められるもの】

- ・領収書のほか、支払日付、金額、摘要(支払内容)、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)および住所(所在地)がわかるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。(振込依頼書兼受領書の原本、通帳のコピー、月謝袋等。)
- ただし、塾や習いごと等の領収書等については、資金用途に加えてその内訳(例「〇月分〇〇料として(〇回または〇時間)」)についても記載されている必要があります。

ここがポイント! その2

安心の元本保証。100万円からお預かりします。

平成31年3月31日までのお預け入れであれば、お預け入れ金額の合計が1,500万円になるまでは何度でもお申し込みいただけます。(お預け入れの都度、贈与契約書等が必要です。)

ここがポイント! その3

1つの口座で、お孫さまの将来のためのご資金を一元管理。

当預金は新生総合口座パワーフレックス上に1年ものの定期預金として設定します。パワーフレックスの利便性はそのままに、通常の普通預金口座としてもご利用いただけます。当預金の残高やお利息のチェックも、新生パワーコールやネットで簡単にご確認いただけます。

ここがポイント! その4

全国の新生銀行の窓口で払い戻しができます*。

遠方にお住まいのお孫さまでも安心。もちろん、払い戻しの際の手数料等は、いっさいかかりません。(*払い戻しの際には領収書等(支払日から1年以内)のご提出が必要です。)

特約の終了

- 特約の終了
- 本特約は以下の日をもって終了します。
- 受贈者さまの年齢が30歳に到達した日
 - 受贈者さまが死亡した日
 - すべての当預金の残高が0円となった場合において、受贈者さまと当行の間で本特約を終了される合意があった場合は当該合意に基づき終了する日

ここがポイント! その5

特約終了後も、お口座はそのままご利用いただけます。

あのとき
おばあちゃんと
一緒につくった
口座なんだよなあ

